

## 学校選択制について(お知らせ)

九度山町では、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりの推進とともに、お子様の個性に適した学校を選ぶことができる「学校選択制」の実施を行います。

学校選択制とは、住所によりあらかじめ設定されている「通学区域の学校」と「通学区域以外の学校」についてお子様や保護者の方の希望の意図を確認することができる制度です。

(通学区域の学校への入学・就学を希望される場合は、この制度の手続きは不要です。)

(1) どんな時に選択できるの？

○九度山町内に住所を有し、九度山町立学校に入学するとき

○町外で不登校その他特別な事情があって、お子様の特性にあった学校を希望するとき  
(区域外就学という従来からの制度で対応します。)

○町外在住であるが、スポーツ関係で特別な力量と客観的に評価された実績を持っているとき (区域外就学という従来からの制度で対応します。)

(2) 選択できる学校は？

○小学校

九度山小学校(中規模校) 特徴：算数・理科教育推進・英語教育推進・通級指導  
秋田由利本荘市との教育交流

河根小学校(小規模校) 特徴：不登校の児童生徒にとって適合しやすい極小規模  
学校・小中連携校・学校地域一体型教育  
ヴァイオリン指導・秋田由利本荘市との教育交流

○中学校

九度山中学校(中規模校) 特徴：福井型九度山式学習指導・学級分割少人数指導  
秋田由利本荘市との教育交流

河根中学校(小規模校) 特徴：不登校の児童生徒にとって適合しやすい極小規模  
学校・小中連携校・学校地域一体型教育  
ヴァイオリン指導・秋田由利本荘市との教育交流

※河根小学校、河根中学校は、自然豊かな立地条件の良さと学校と地域の一体感が学校の魅力です。少人数指導(特別支援学級を含め各学年最大8名程度)を基本とします。

尚、一つの学年の人数が最大8名を著しく超える場合は、通学距離の近いところから優先的に配慮させていただく場合があります。

(3) 希望すれば必ず入学できるの？

○入学する前年11月初旬(学校選択希望票提出期限)の学校選択申請状況と学級定員の関係でご希望通りいかない場合もお含みください。教育委員会が決定し、12月中旬に判断結果を送付いたします。

○学校選択希望調査票提出期限以降の町内外からの転入については、1月末の「就学通知

書」の発送前であれば、「学校選択希望票」の手続きをとることができます。

- スポーツ関係の実績による町外からご希望の方やいじめ・不登校等の理由で町内の学校に入学を希望する場合は、従来からの区域外就学の制度を利用することができます。

(4) 学校のことを詳しく知るには？

- 保護者の方やお子様に学校をより理解したうえで適切な選択をしていただくために、次のような情報提供を行います。

**〈学校公開について〉**

「学校選択希望票」の提出を検討される方で、学校見学を希望する場合は、直接、学校にお問合せください。

(5) 手続きの方法は？

- 新入学の方は

入学する前年の9月中に、「学校選択希望票」自宅に郵送します。記入後、郵送により、11月初旬までに申請してください。

希望者には、12月中旬頃に学校選択希望の結果通知を行い、翌年1月末までに正式な「就学通知書」を送付させていただきます。

1月末の「就学通知書」の発送までに転入・転居された方は、住民登録手続き後に学校選択の希望票による手続きをすることができます。

また、町内外から不登校その他特別な事情でお子様を少人数の学校に希望する方、町外からスポーツ関係で特別な力量と客観的に評価された実績を持つ方は、相談の上、従来の「区域外就学」又は「就学指定校の変更」で就学することができます。

- 転校の方は？

引っ越しの手続き（住民登録）と同時に、通学区域以外の学校を希望される場合は、教育委員会（学校教育課）に御相談ください。

(6) 学校選択する際のご注意！

- 九度山町では、**通学区域の指定校に就学することを原則としていますが、ご希望により指定校以外の学校にも就学することができるよう、学校選択制を実施しています。**就学する学校を決めるにあたり、以下の留意事項（**保護者の皆様へ**）をご確認のうえ、学校を選択されるようお願いします。

(7) 従来の特別区域（梨の木団地 河根地区）の取扱について

- 学校選択制の導入により、来年度入学する小学校1年生・中学校1年生に入学の際、梨の木団地にお住まいのご家庭の方で、九度山小学校・九度山中学校を選択される方は、従来より就学指定校の変更届けをお出し頂いていましたが、今後、入学時には「学校選択希望調査票」を提出いただくことになります。

- 梨の木団地にお住まいのご家庭で、河根小中学校を希望する場合は、書類作成の必要はありません。

## **学校を選択するにあたって(保護者の皆様へ)**

- 1, 「学校選択希望票」提出後は、希望校を変更することはできません。学校を決めるにあたっては、お子様と保護者の方ご自身で、学校公開などに参加していただくなど、学校の方針や実情などを確かめのうえ、選択してください。
- 2, 学校選択をする場合は、通学の安全や通学時間など、毎日の通学のことを考え、お子様やご家庭に無理のない選択をしてください。  
なお、町内に住所を有し「学校選択」により遠距離通学になった場合は、保護者の方が責任を持って送迎を行うことを原則とする。保護者・家族以外の第3者に送迎を依頼することが生じた場合は、その都度、学校との間で協議を行い安全管理に万全を尽くす。また、決められた通学距離を超える場合は、遠距離通学費の支給を行っています。また、どうしても保護者の送迎ができにくい日のお子様の登校方法について現在、検討しているところです。  
また、町外から「区域外就学」及び転居後に「学校選択希望票」を提出し入学・転校した場合も、保護者の方が責任を持って送迎を行うことを原則とする。保護者・家族以外の第3者に送迎を依頼することが生じた場合は、その都度、学校との間で協議を行い安全管理に万全を尽くす。また、決められた通学距離を超える場合は、遠距離通学費の支給を検討しています。
- 3, 町外在住の方で、町内の学校への就学を希望するにあたり九度山町に住居を希望される方は、まず教育委員会（学校教育課）に相談いただければと思います。（ただし、すぐにマッチングしてご用意できるとは限りませんのでご理解を願います。）
- 4, 学校の教育活動は、保護者や地域の皆さんのご協力のもと成り立っています。保護者の方々には、指定校・指定校以外の学校を問わず、学校行事、PTAなどの保護者活動など、学校への積極的な参画・協力をお願いします。
- 5, 学校生活に必要な生活指導上の注意事項（例 携帯電話の取扱いなど）については、各学校の取り決めや説明をご理解いただき遵守を願います。また、不登校・いじめなどで入学・転学を希望する場合は、面接審査・相談があります。  
非行問題等、長期欠席していた理由によっては、面接審査でお断りする場合があります。
- 6, 中学校の部活動は、学校や生徒にとって重要な教育活動の一つです。部活動を理由に学校を選ぶ場合は、指導教員の異動などのため、希望した部が縮小したり休部に至るような場合も想定されることをご理解のうえ、学校を選択してください。

## **特別支援学級への就学や通級について(保護者の皆様へ)**

- 1, 特別支援学級への就学や通級をご希望の場合は、別の手続きが必要となります。
- 2, 教育委員会（学校教育課）特別支援教育担当か家庭教育支援担当（0736-54-2019）までお問合せください。

別記様式第3号(第4条関係)

(申請日)

年月日

【学校選択制の活用】

学校選択希望票

受付番号

(あて先) 九度山町教育委員会

保護者

現住所

〒 —

※住所は、マンション・アパート名・棟室・号までご記入ください。

フリガナ

氏名

印

電話

連絡先

(携帯)

※転居予定があれば記入してください。

〒 —

申請住所

〒 —

九度山町立小中学校及び幼稚園通学通園区域に関する規則第4条第1項の規程により下記のとおり就学指定校等以外の学校への入学を希望します。

なお、登下校における事故等の責任は私が持ります。

記

児童・生徒

フリガナ

1, 氏名 \_\_\_\_\_ 性別 ( )

現在通っている学校・幼稚園・保育所等名 ( )

2, 生年月日 平成 年 月 日

3, 学校

就学希望学校名 小学校・中学校

本来の指定学校 小学校・中学校

4, 就学希望校に来年度も通学している兄・姉がいる場合、新学年と氏名

年 年

・氏名 \_\_\_\_\_

・氏名 \_\_\_\_\_

5, 安全性

就学希望校に保護者の責任で安全に通学させることができますか。

はい • いいえ

通学距離 , km (区名 : 区)

6, 上記の者について、次の事項に該当するに至った場合には、九度山町教育委員会が指定する学校に転校することを誓約いたします。

【学校選択解除要件】

- ・申し立ての事由が事実と相違していることが判明した場合。
- ・就学通知書の送付までの間に生徒指導上の問題を起こした場合
- ・学校選択要件に適当でないと教育長が判断する者

※ 河根小中学校を選択された場合は、小規模校の特性を守るため受け入れ可能な児童生徒数に上限がありますので、ご希望に添えない可能性があります。